

## 清水東高校グラウンド整備事業委員会規定

### (設置)

1. 静岡県立清水東高等学校（以下「清水東高校」という。）は、生徒の体力・技能の向上を図るとともに心身を鍛える場であるグラウンド（人工芝化、雨天投球練習場など）をより安全で効果的かつ実用的な施設として整備するため、清水東高校グラウンド整備事業委員会（以下「グラウンド整備事業委員会」という。）を置く。

### (組織)

2. グラウンド整備事業委員会は、会長、副会長、部会、監査で組織する。

### (会長等)

3. 会長は、事業委員会の中から選出し、事業を完遂する。
- 2 副会長は、会長を補佐し事業を円滑に進める。

### (事業計画)

4. グラウンド整備事業委員会は、当該事業を遂行するため、事業計画、予算及び勧募計画を作成し、会長に報告し承認を得て、事業の実務及び勧募を行う。

### (監査)

5. 監査は事業及び会計の監査を行う。

### (事業期間)

6. 本事業は、令和6年3月から令和9年3月までとし、事業の内容により延長することができる。

### (事業会計)

7. 本事業の会計は、事業寄付金及びその他による。

### (会計報告)

8. 会計年度は4月から翌3月までとし、年度ごとに会計報告を行い、事業計画完遂後は事業全体の収支計算報告を行う。

### (寄付金)

9. 事業寄付金に関する規約は、別に定める。

### (解散等)

10. グラウンド整備事業委員会は、事業完遂及び収支決算が承認された後に解散する。

### (その他)

11. 本規定にない事項等は、必要に応じて会長及び副会長が協議し対応する。

### 附則

- 1 この規定は、令和6年3月13日から施行する。
- 2 この規定は、令和7年2月28日から施行する。
- 3 この規定は、目的が達成された時に廃止する。